

文化財が被災した際に必要な手続き一覧(国指定等文化財)

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠法令等
国	重要文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第33条
		所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第34条 規則①第8条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、文化庁長官の現状変更許可、もしくは着手の30日前までの修理の届出が必要。	文化財保護法第43条
重要有形民俗文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第80条 (同法第33条を準用)	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第80条(同法第34条を準用) 規則①第9条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を経由して文化庁長官に現状変更の届出	文化財保護法第81条 規則②第4条	
史跡名勝天然記念物	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第118・120条 (同法第33条を準用)	
	復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な復旧の場合、文化庁長官の現状変更許可、もしくは着手の30日前までの復旧の届出が必要。	文化財保護法第125・127条	
重要文化的景観	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第136条	
	修理・復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理・復旧の場合、着手の30日前までに市町村と県を経由して文化庁長官に現状変更の届出	文化財保護法第139条	
登録有形文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第61条	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第62条 規則③第12条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を経由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第64条	
登録有形民俗文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第90条 (同法第61条を準用)	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第90条(同法第62条を準用) 規則④第12条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を経由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第90条 (同法第64条を準用)	
登録記念物	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第133条 (同法33・118・120条を準用)	
	復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を経由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第133条 (同法第64条を準用)	

災害時における変更後の所在場所変更の根拠規則(文部科学省令)

- ①国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則
- ②重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則
- ③登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ④登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

※特定非常災害の特例

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、期限内に履行されなかった法的な義務について、指定日までの履行をもって免責されることが定められている。対象となる非常災害及び指定日はその都度政令で指定。各省庁は対象となる措置について通知により周知している。近年の災害では、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨が特定非常災害に指定されている。

文化財が被災した際に必要な手続き一覧(県指定等文化財)

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠条例等
県	重要文化財	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第11条
		所在場所の変更	災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に届出(通常は事前に届出)	県文化財保護条例第12条 同施行規則第10条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	県文化財保護条例第17・18条 同施行規則第11条
	重要有形民俗文化財	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第33条 (同第11条を準用)
		所在場所の変更	災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に届出(通常は事前に届出)	県文化財保護条例第33条 (同第12条を準用)
		修理	本格的な修理の場合、着手の15日前までに市町村を経由して県知事に現状変更の届出もしくは事前の修理届出が必要	県文化財保護条例第32・33条 (同第18条を準用) 同施行規則第18条
	史跡名勝天然記念物	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第42条(同第11条を準用)
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	県文化財保護条例第42条(同第17・18条を準用) 同施行規則第24条(同施行規則第11条を準用)